

カントとスマス —国家と社会—

知念英行

I 18世紀ドイツ文化の社会学的意味 —自由国家の経済的基礎—

18世紀のドイツの市民的教養層が個人を社会の単位にし、個人的自由権を国家の権力的限界とする西欧思想を受け容れていくながらもなおそのテーマを啓蒙絶対主義に対する理論的選択肢として政治的に主張していく術策をしらなかったことは、しばしば指摘される事実ではある。

L. クリーガーも、また18世紀のドイツ文化の基本的方向線が政治的体制としての絶対主義を全面的に容認しつつ、個の市民的自由権に対する関心を絶対主義国家の要請に調整させていく方向にあったとみる一人であった¹⁾。

かれは、絶対王政との妥協の理由を次のように述べる。すなわち、J. J. ヴィンケルマン、ゲオルグ・ハーマン、J. G. ヘルダーなどの市民的教養層がどんなに啓蒙専制主義を忌み嫌ったにせよ、結局、プロイセンの「機械的国家」²⁾に対抗する理念、すなわち歴史の中に発見される有機的自由をもっぱら政治の外なる美的、倫

1) ヴァルター・オイヒナーも「市民的自由運動の政治理論」を啓蒙絶対主義の制約に合わせたものであったと考える点で共通の方向にある (Walter Euchner, Demokratietheoretische Aspekte der politischen Ideengeschichte, in : Politikwissenschaft. Eine Einführung in ihre Probleme, hrsg. von Seenghaas und Kress, 1969, S. 58.)

2) 絶対主義国家という人工的な国家がひとつの中機械であり、その立法が法良心に根差すことなき製品であり、臣民の「幸福」のためのその善意の努力が成年となった市民に対するお節介であったという点については、F. ヴィーアツカー著、鈴木訳『近世私法史』445頁参照。なお、古プロイセン国家が人工的に計算された体系であり、機械 ein Künstlich berechnetes System, eine Maschine であったことについては、Otto Hintze, Geist und Epochen der preußischen Geschichte, in : Gesammelte Abhandlungen zur Staats-, Rechts-, und Sozialgeschichte, 1967, S. 21参照。

理的、宗教的敬虔主義、乃至、民俗的古事記などの形態で表わさざるをえなかったことに触れ、ドイツ文化はその体制的対応の選択肢として政治的には「諦観」resignation か「適応」adaptation³⁾ をとらざるをえなかったことを指摘して、そこに絶対主義国家に対する対応の限界があったという帰結を導き出した。

プロイセンの絶対主義国家に対する対応として、ドイツ文化が、それとの妥協苟合を現実に強いられたことは周知のとおりであるが⁴⁾、しかし、その過程は、コルポラティフに結合した政治的発言権をもった市民層の下からの支えを欠くドイツ文化にとって挫折と屈辱と苦悩を表明するより外の何ものでもなかつたということと裏腹の関係にあることはいうまでもない⁵⁾。

しかし、絶対主義権力との政治的対決を回避するという受動的対応の側面のみをいたずらに顕微鏡的に拡大して強調するならば、18世紀のドイツ文化の創意とその歴史的意義を社会学的に理解していくことは自ら困難とならざるをえない。

3) L. Krieger, The German Idea of Freedom. History of a Political Tradition, 1957, p. 72.

4) ドイツの近代化が、イギリスおよびフランスとの国際的対抗においてドイツ領邦国家の絶対主義権力そのものに強要された至上命令であったこと、また精神部面において近代化を担当したのがドイツ文化であり、そこに上からの啓蒙に対応せざるをえないドイツの制約があつたことを鋭く指摘された論稿に山崎正一教授の卓れた労作、『近代思想史論——』近代化《の思想構造——』がある。筆者は、先学の問題指摘に導かれつつ、ドイツ的ロゴスが絶対主義国家の本質に対してまったく異質の原理に立脚している点によりアクセントをおき、絶対主義権力との「調停」乃至「総合」をアンビヴァレンツとして捉え、それを社会的経済的背景から跡づけてみようとするものであるが、本稿もその習作のひとつにすぎない。

5) これについては筆者稿『プロイセン国家経済体制とカント哲学』(未発表) 参照。

シュトルム・ウント・ドラング、古典主義文学、古典哲学が自由を最高の精神的価値とするにもかかわらず、自由の精神のすぐれて政治的表明である立憲制、共和制をめぐって放射される体制論的エネルギーが、政治的権力の帰結点と経済的イニシアティブの初発点との結節点であったホーエンツォルレン朝の対内政策批判に現実的に、すなわち政策的に結集されていかず、むしろ美的、宗教的リリシズムに結晶していかざるをえなかったと帰結する L. クリーガーの論述は⁶⁾、外見的には、こうした対応のパターンを「政治的権力のタームでではなく、道徳的哲学的タームで政治的問題に接近する中産者層の態度」として規定する R. アリスの考え方とも軌を一にしているように思われる⁷⁾。

こうした市民層の態度は「政治的意識の欠如を表わす中産者層の弱点」⁸⁾を示すものとして解釈上パターン化され陳腐化されていくが、しかしそうした見方が、農民戦争の中にドイツ史における革命的伝統の出発点をもとめ、そこに初期市民革命の意義を確認しつつその光に照らして18世紀のドイツ文化をポジティブに把握していくこうとする諸家の理解の仕方と⁹⁾著しく対蹠的であることは論をまたない。われわれの注意を惹くのは、それが、中産者層の思想的前衛

6) L. Krieger, *op. cit.*, p. 74.

7) Reinhold Aris, *History of Political Thought in Germany from 1789 to 1815*, 1965, p. 101.

8) *Ibid.*

9) たとえば、ホルスト・バルテルは16世紀の農民戦争の意義を封建主義から資本主義への移行過程における初期市民革命の頂点として捉え、*Sturm und Drang*で始まる古典期のドイツ文学の旗手たち、ゲーテ、シラー、ベルネやハイネなどをもその方向線上で位置づけようとする。プロイセン政治史に対するかれの立場は、封建的政治的イデオロギーとの対決という観点から、ルッタートゥムをホーエンツォルレン朝の精神的基盤にしようとする官憲的国家主義的な解釈に対して対極軸にあると思われる (Vgl. Horst Bartel, *Der deutsche Bauernkrieg in der Tradition der revolutionären Arbeiterbewegung*, in : *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* 23(2), S. 133, 138). なお、マックス・シャタインメツも初期市民革命の方向線でゲーテの初期の作品「ウルゲッツ」を理解しようとする点でバルテルと共に認識をもつ (Vgl. Max Steinmetz, *Der geschichtliche Platz des deutschen Bauern Krieges*, in : *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* 23(3), S. 253).

であったドイツ知識層の啓蒙絶対主義の統治体制に対する政策的要請、乃至政策的目的の欠如に対する一種の揶揄と結び付いた批評でもあったことである。

なるほど、アダム・スミスの東インド会社に対する批判¹⁰⁾に模範的プレグナンスをもって示されるように、その重商主義批判はすぐれて政策的内容と展望をもつものであった。

しかし、18世紀のドイツ文学やカントの政治社会論文を読んで、そこに絶対王政の対内政策に対するこうした意味での現実的政策の書を見出そうとするならば失望を禁じえないであろうことは改めて論ずるまでもない。

しかし、現実的政策の書を発見しえないということは、何らの政策的要請もなかったということを意味するものではない。18世紀のドイツ文化の歴史的意義を社会学的に理解するためにはもっと肌理細かい配慮をする必要があると思われる。

啓蒙絶対主義の本質が、国王と絶対主義官僚との緊密な連携の下に、上からの家父長的後見的監視の眼を人民の社会生活のすみずみにまで光らせることによって 》未成熟な領邦民《 の隸属¹¹⁾ die Unterordnung der unmündigen 》Landes-Kinder《 を基礎づけ、却ってこれを正当化していくものであったこと、この意味で市民社会を非政治化していくものであったことを考慮に入れるならば、R. パスカルの鋭く指摘したとおり、プロイセンにおいては「新しい社会概念を政治的に形成する余地はなかった」¹²⁾といつても決して言い過ぎではない。

だから抑圧機構に転化した絶対王政の下では、却って「人間性の本質」を問うこと自体がそのまま「社会の本質」を問うことを意味していた。

18世紀ドイツ文化にとって、人間性の本質を

10) Cf. Nathan Rosenberg, Some Institutional Aspects of the Wealth of Nations, in : *Journal of Political Economy*, LXVIII, 1960, pp. 563-5.

11) Hano-Joachim Blank, *Verwaltung und Verwaltungswissenschaft*, in : *Politikwissenschaft*, hrsg. von Seenghaas und Kress, 1969, S. 371.

12) Roy Pascal, *The German Sturm und Drang*, 1953, p. 86.

要求する感情、すなわち「新しい美的道徳的価値への飢餓感情」¹³⁾ the hunger for new moral and aesthetic values を鋭敏化することは、プロイセンの国家経済体制のもたらす非政治化現象の裏面を衝くだけでなく、「市民的富」¹⁴⁾の一

13) Ibid.

14) イギリス古典派の富の概念が富を君主個人の富あるいは国庫的富として把握するのではなく、ペティにおいては市民の富、市民社会の富として、スミスにおいては国民の富として把握されたことについては、井手文雄著『古典派の財政論』(改訂版), 45頁参照。しかし、これに対し当代ドイツにおいては、國庫政策 *Tresorpolitik* が經濟・財政体系 *Wirtschafts- und Finanzsystem* 全体の中心に据えられており (Otto Hintze, Friedrich der Große nach dem Siebenjährigen Kriege und das Politische Testament von 1768, in : *Gesammelte Abhandlungen*, Bd. III, S. 494), 王室家計が国庫の背景に押しやられたといつても国王の権力は依然として君臨を恣にしていたから (Fritz Hartung, *Der Aufgeklärte Absolutismus*, in : *Historische Zeitschrift*, Bd. 180, 1955, S. 28), 富の概念は市民乃至国民の富を意味するのではなく、むしろ君主の富あるいは国家の富を意味した。また、領邦国家の分立する当代ドイツにおいては眞の意味での国民の概念が形成されるはずもなかった。オイゲン・レンベルクによれば、世界史的規模で行われた近代的国民の自己形成過程は、まずイタリア・ルネサンスに端を発し、たちまちスペイン、フランス、イギリスを経てドイツにも波及した。それは、ドイツでは古典主義文学および古典哲学、ロマン主義文学となって開花し、その潮流はやがて19世紀70年代のビスマルクによる統一国家形成へと大きく脈打っていく。国民国家の誕生がますます新しい言語文化的な国民概念に基づくとする点でマイネッケの手法を想わせるが、かれは、それが同じモチーフでしかも同じ形相をとって世界史的規模で生じしたこと、ヨーロッパ大陸では少なくとも国民的言語を創造しかつ浄化していく過程から始まって、たとえばイタリアではダンテ、ペトラルカ、ボッカチオ、スペインではセルバンテス、フランスではコルネイユ、ラシーヌ、モリエール、ドイツではクロップッシュトック、レッシング、ゲーテとシラーなどの古典派国民文学の華麗な誕生となって結実していくことを高調した (Eugen Lemberg, *Nationalstaaten und ideologische System. Zum Selbstverständnis der mitteleuropäischen Völker im postnationalen Zeitalter*, in : *Der Staat*, 1, 1975, S. 3f. Vgl. Ders. *Geschichte des Nationalismus in Europa*, 1950, S. 166)。当代ドイツにおいて、国民的アイデンティティを確立してゆく過程は、まず17世紀ヨーロッパ大陸を席巻したフランス語およびフランスの思考様式からの脱出という形態をとつて始まった (E. Lemberg, *Geschichte des Nationalismus*, S. 166)。ライプニッツがフランス語で学術論文を書き、フリートリッヒ大王の執政がフランス語でなされていった状況の中で、ドイツ語を科学の言語にまで高め、就中、芸術的表現の媒体とすることはおよそ不可能であると思われた。文豪ゲーテさえ、己れを「極悪の言語素材」たるドイツ語で詩を綴らなくてはならぬ薄幸の詩人であると慨嘆したほどであった。しかし、ゲーテの没後、ドイツ語はもはやかれの誕生時のままでなく、豊かな諸々の芸術的表現の可能性の約束に満ちたものとなっていました。

形態としての文化を増進させる一個の政策的要求の意味すら帯びてくる。

オットー・ヒンツェの指摘するごとく、プロイセンにおいては、国民経済 *Volkswirtschaft* が、いわば国家経済 *Staatswirtschaft* の中に包摶吸收され、国家的見地から統制され監督されていたように¹⁵⁾、貴族 *Adel*、市民 *Bürger*、農民 *Bauern* の三層に階級的に区別され、身分的特權をもつ臣民と然らざる非特權的臣民層に両分された社会体系全体も、すでに、いわばプロイセンの国体 *Staatskörper* の中に摂取同化せしめられ、国体の精神によって政治的見地から支配されていたのである¹⁶⁾。

R. パスカルの18世紀ドイツ文学史研究の方法は、ドイツ教養層がそうした一種の「カースト化した社会的階級」¹⁷⁾ 間の矛盾軋轢から生ずる政治的社會的問題¹⁸⁾ を一般民衆のパトスと結び付いた人間性への飢餓感情を鋭角化することをつうじて、いわば文化的乃至文教的政策の問

た (Ernst Cassirer, *Zur Logik der Kulturwissenschaften*, S. 115. 中村訳『人文科学の論理』, 154頁)。かくしてドイツ文学は眞の意味で市民の共有財産を形成することができ国民文学の意義を確立していく。ここで初めてことばの眞の意味での国民の富が經濟的次元でなく言語文化の次元において成立する。しかし、悪戦苦闘の道を辿って漸く形成された新しい国民文学も特殊プランデンブルク・プロイセンの政治的軍事的権力思想の前に顧みられることがなかった。ドイツ文化の中心はプロイセンの外にあったのであって、ゴットシェートがドイツ文学の改革を始めたのはライプツィッヒであり、クロップシュトックやレッシングが盛名を恣にしたのはハンブルグであり、シラー、ゲーテ、ヴィーラントやヘルダーが君臨したのはワイマルにおいてであった (R. Aris, *History of Political Thought in Germany*, p. 26).

15) Otto Hintze, *Geist und Epochen der preußischen Geschichte*, in : *Gesammelte Abhandlungen*, Bd. III, 1967, S. 17.

16) Ders., *Der preußische Militär- und Beamtenstaat im 18. Jahrhundert*, in : *Gesammelte Abhandlungen*, Bd. III, S. 428.

17) Cf. C. W. Hasek, *The Introduction of Adam Smith's Doctrines into Germany*, 1925, p. 34.

18) カースト制と化した階級社会の中で、たとえば貴族が市民の娘の結婚したりするとフリートリッヒ大王は不気嫌となり、不釣合な結婚をした将校に辞職するよう警告を発したといわれる (上山安敏著『ドイツ官僚制成立論——主としてプロイセン絶対制国家を中心にして——』, 95頁参照。Cf. Roy Pascal, *op. cit.*, p. 60)。18世紀のドイツの文学者たちはそうした社会的状況を葛藤や悲劇のタームで描写することによって初めて階級社会に対する抵抗を表明しえたのであった (Cf. Roy Pascal, *op. cit.*, p. 85)。

題に切り換える、そうすることでディレンマを脱却していくという見方にたっていると思われる。

だからそうした考え方につなれば、ドイツ文化を「外部の現実に対する無関心と現代に対する痛ましい断念」(ヴィンデルバント)から生活の外部に理想の王国を築き上げようとする限定された教養貴族の営みであったとみるネガティブな論評¹⁹⁾も、むしろ苛酷な「プロイセントゥムの政治的紀律とドイツ教養主義の理想との間に存する断層」²⁰⁾ eine Kluft zwischen der politischen Disziplin des Preußentums und den Idealen der neuen deutschen Bildungを裏返しに表現したものとして理解されるべき性質のものであると思われる。

ドイツ教養層が政治的権力に対抗する手段の発見を絶対主義権力との権力的対決ではなく、むしろ新しい文化価値の創造によって文化価値的対決へつなげたことは、かれらが民衆の精神的木鐸として上から内から²¹⁾社会モデルの形成を意図したことを意味するが、しかし、それは一般民衆のパトスによって下から触発されることなしには行われなかつたのである。

カントの社会モデルも、社会を国家から分離し、国家の経済的基礎を明らかにすることによって、18世紀ドイツ文化の基本的方向線、すなわち社会体系全体を国体の中にからめとってしまう「プロイセントゥムの政治的紀律」、すな

19) 松田智雄「ドイツ観念論の社会観」(「現代社会思想の源流」所収、現代社会思想講座第一巻)を参照。

20) Vgl. Otto Hintze, *Geist und Epochen der preußischen Geschichte*, in : *Gesammelte Abhandlungen*, Bd. III, S. 21. なお、フリートリッヒ大王の示した力の偉大さ、行政的効率における卓れた手腕、寛容なども、結局、市民や人民の自由、人間の人格的自由に対する侵害を糊塗隠蔽するものであったとヘルダーが非難するとき、プロイセンの軍事的政治的権力思想に対する断層がもっともプレグナントに表明されることになる (Vgl. J. G. Herder, *Auch eine Philosophie der Geschichte. Sämmtliche Werke*, hrsg. v. Suphan, V, S. 577-82).

21) プロイセン国家が、憲政上、何故下から外から改革されず、上から内から改革されたか、その理由をプロイセン官僚階層、とくに財務官僚層と教養層との精神的関係にもとめることができる (Cf. H. Finer, *Theory and Practice of Modern Government*, p. 730). 教養層は精神的木鐸として開明官僚層の教育を通して専制主義の桎梏からの解放を図らねばならなかつたからである。

むち「プロイセン国体の精神」に抗して市民的自由権の確立、むしろ市民社会の優先の思想的表現の確立を目指した文化的模索の基本的方向線を共有するにいたつた。

カントの財産論をつうじて市民社会形成の方向を模索している点を明らかにしたザーゲの研究の目指すものは、結局、カント・モデルが「フリートリッヒの国制の精神」²²⁾ der Geist des friderizianischen Staatswesens に著しく対照的であることを示すことであったからである。ザーゲによれば、カント社会モデルにおいては国家の機能は、暫定的な私的所有物、すなわち「私のもの・汝のもの」das Mein und Dein を確定的な財産へ切り換える、かつそれを保障するという機能に限定された。さらにそうした背景には分業と交換を通じて活動的な国家市民 Staatsbürger への上昇転化をゆるす社会体系、すなわちその自律的再生産を容れる市場メカニズムが前提とされていたのである²³⁾。だから、カントにおける社会と国家の関係を問う問題は、「自由な市民的 商品流通過程を保障するものとしての自由国家」²⁴⁾ der liberale Staat als Garant des freien bürgerlichen Warenverkehrs を問う問題であったということであり、これが、カントの財産論から引き出される帰結であるといわねばならない。

自由国家が商品流通過程を保障するということの中に己れの任務を見出すということは、いい換えれば、そうすることでそれは己れの経済的基礎を確立したことを意味する。

カントの財産論、所有権理論を通して引き出されるこの帰結は、精神史的にみるとならば、スマスの『国富論』第5篇において展開されている国家論の中心的思想に正しく符節を合していると思われる。

『国富論』において、君主または国家の収入を論ずる財政論の形で展開されている国家の活

22) Otto Hintze, a. a. O., S. 20.

23) 筆者稿「カントとスマス——比較座標軸をもとめて——」流通経済大学論集, Vol. 14, No. 1 参照。

24) R. Saage, *Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant*, S. 133f.

動機能は、たとえ自律性がみとめられるにせよ絶対化されではならず、「自然的自由の体系」*System of natural liberty* の内部に限定された²⁵⁾。その論理的根拠は、「市場経済の自律的運行」の下に真の富の増大が可能となるのであるから、国家の財政活動は、そうした「市場経済の自律的運行」²⁶⁾を保障することに限定されねばならないということにもとめられる。

いい換れば、財政論における国家、乃至政府機能の限定という考え方は、それが「市民の経済的利害を相互に保障するための個々の市民の連合体」²⁷⁾ *association of individuals for the mutual protection of their economic interests* であるにすぎないという市民社会の自律性を財政思想的に反映したものであって、「政府から個人が引き出す利益に比例して個人から徴収される貢納」²⁸⁾という観念に象徴される「租税体系の正義」²⁹⁾ *justice of a system of taxation* の原則も、実はそうした市民社会の自律の思想のコロラリーにすぎなかったのである。

うえにふれた「市場経済の自律的再生産過程」を外部から保障するという『国富論』の中心的思想に照応するものをカントの社会モデルの中に発見し、自由国家、乃至法國家の経済的基盤を明らかにしていくこと、これがザーゲの研究のハイライトを形成するものであったといつてよい。

カントを「自由と平等と財産の安全を市民の基本的権利として要求したドイツにおける最初の思想家」³⁰⁾であるとみる R. アリスも、カントの政治理論、とくにその国家理論の基盤を財

25) Leonard Billet, *Justice, Liberty and Economy*, in : Adam Smith and the Wealth of Nations, 1776-1976, Bicentennial Essays, 1978, p. 85.

26) 『国富論』における国家財政と市場経済との関係について、富の生産を最大ならしめるための基本的要因として市場経済の自律性の保障に主眼のおかれていることを指摘された井手文雄著『古典学派の財政論』、38頁参照。

27) G. R. Morrow, *The Ethical and Economical Theory of Adam Smith*, 1923, p. 71.

28) Cf. A. Smith, *The Wealth of Nations* (Modern Library), p. 777. 大内・松川訳『諸国民の富』(岩波文庫、四), 240頁。『アダム・スミス』(世界の名著31中央公論社版), 539頁。

29) G. R. Morrow, *op. cit.*, pp. 66, 71.

30) R. Aris, *op. cit.*, p. 101.

産をめぐる個人の外的自由を保障する必然性に据えようとする H. S. ライス³¹⁾も、財産論の分析を通じて、その背景に市場メカニズムを予想し、カントの「自由国家」乃至「法國家」の特質を明白にそした「市場経済の自律性」の保障に基づけようと意図することはできなかったのである。

だから各自が自由、平等、独立であり、そうした基本的市民的権利を保障する体制こそカントの共和制であったと強調する諸家の主張は、「自由国家」、「法國家」の物質的基盤である「市場経済の自律性」——アグノリのことばを藉りれば「自由な商品流通過程」³²⁾——を前提にして初めて十分な意味をもってくるのであって、この前提を欠くならば単なるフマニスムスの感情の過剰な流動しか残らないといってもいい過ぎではないと思われる。

II 国家の市民的把握(1)

フリートリッヒ大王は、先王フリートリッヒ・ヴィルヘルム I 世に比して、王室家計の利害を国家の全体的利害の背後に押しやり、国庫主義を貫くことによって財務行政に啓蒙主義の標識を与えたといわれる。

その根拠は、国王が国家資産の所有者ではなく、その単なる管理者にすぎない、したがってそれを恣意的に処分してはならないという根本原則を承認したことにもとめられた³³⁾。しかし、ライプアイゲンシャフトの廃止をもとめる国王の「朕は思いやりのある國父として農民を朕の腕の中に抱擁したい」ということばが対農民諸政策を推進するうえではたして純粹に美しい人間愛に導かれて発せられたものであるか、プロイセン史家が疑問を差し挿むように³⁴⁾、

31) H. S. Reiss, Kant and the Right of Rebellion, *Journal of the History of Ideas*, XVII, 1956, p. 180.

32) Vgl. Johannes Agnoli, *Die bürgerliche Gesellschaft und ihr Staat*, in : *Das Argument* 8, 1966, S. 450.

33) Fritz Hartung, *Der Aufgeklärte Absolutismus : Historische Zeitschrift*, 1955, Bd. 180, S. 26f.

34) 北条功「いわゆるプロシア絶対王政の『農民保護』」*史学雑誌*, 63編, 第8号, 2頁参照。

王領地の管理者という観念もはたして近代的な意味をもつのか、必ずしも明らかではないのである。

1713年のフリートリッヒ・ヴィルヘルムI世の王領地勅令を一般ラント法典の王領地に関する条項と比較してみると、なるほど外形的には大きな相違がある。ヴィルヘルムI世にとっては、王領地はホーエンツォルレルン家の世襲地であったのに対して、一般ラント法典においては君主が一定の収入と用益をそこから引き出す国家財産として表わされているからである³⁵⁾。不滅の永続的組織体として国家が明らかに必滅の君主の上に位置づけられてはいる。しかし、それにも拘らず、ハルトゥングによって、君主を國家の下に従属せしめることが決して王冠の絶対的権力の弱体化を意味するものではなかったという他面の事実が強調されたのであった³⁶⁾。

一般ラント法典にとっても、国家の権利と義務はすべて君主において結集されているのであって、君主は、臣民の行為を国家目的に適うよう指揮する権利を留保する「後見的警察国家の精神」Geist des bevormundenden Polizeistaatsにおいて己れの権利行使したのであった³⁷⁾。

カントがランデスヘルの諸機能を分析する場合、それは「後見的警察国家の精神」においてなされるのでないことはいうまでもない³⁸⁾。また、最高所有権者 Obereigentümer たる君主の機能は、かれ一身に付着した特権、すなわち

35) F. Hartung, *a. a. O.*, S. 27.

36) ebenda (なお、プロイセン政治の推進力を形成するのも、王朝の名誉欲があったことについては、Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte, 1950, S. 94 参照).

37) F. Hartung, *a. a. O.*, S. 28. この精神が経済的分野で発揮されると、「幸福主義的警察国家の重商主義的経済政策」die mercantilistische Wirtschaftspolitik des eudämonistischen Polizeistaats となって表われる。それは官憲的干渉を通じて一面では都市のコルボラティフな結合関係 die städtisch-korporative Bindung を廃棄し、他面では臣民の自由な活動を抑圧する (Vgl. Hugo Preuß, Die Entwicklung des deutschen Städtesens, Bd. I, 1906, S. 182).

38) 君主および王領地について形式的法論的に把握しようとするカント社会モデルには、精神史的に考察すれば、イギリス思想にプレグナントにみられる近代市民階級のイデオロギーとモラルが大きな比重を占めていることがわかる。

封建的土地所有に内属する権力として析出されたのでもない。つまり、土地領主、体僕領主、裁判領主がゲーツヘルの中に一体化され農民に対する労働使役権、刑罰権、租税徵収権が完全に掌握されてしまう東プロイセンの封建的土地所有制度のコロラリーとしての権力として析出されたものでもなかった³⁹⁾。むしろ、封建的土地制度に繋縛されている土地所有を改革し、その原理的流動性、すなわち大土地所有の原理的譲渡可能性⁴⁰⁾を示すことによって市民社会化を図り、新しい市民的所有の制度のコロラリーとしての公権力を創出しようというのがカントの狙いであった。

もとより、「土地の原理的な譲渡可能」によって土地の社会的流動性、土地所有の分散化をはかることは、ザーゲの指摘するとおり、土地が商品として市場で自由に取引されることによって初めて可能となることはいうまでもない。

しかし、カントのおかれていたプロイセンの領主対農民のヘルシャフト体制の下では、貴族領が売られる場合には、買い手としては庶民よりも同じ貴族階級に属するものに優先権が与えられたのであり、たとえ一般市民に競り落とされる場合でも買い戻し権条件付きの契約の下に為された。換言すれば、貴族の土地は、どこまでも貴族の土地として存続したのである。庶民は、貴族の所領を取得することによって貴族と

39) 上山安敏氏の前掲書、53頁参照。賦役義務、僕婢奉公義務、その他の義務を担う農民が勝手に他に移動することは、ゲーツヘルにとって致命的であったから移動の自由は禁止され、また死んだ農民の寡婦または娘が婚姻し、新しい夫が農民領の保有者となる場合には、ゲーツヘルは、新夫の賦役給付能力に対して婚姻同意権を行ふことによって領主的利害を守った。そのほか農民がゲーツヘルの裁判権および警察権に服従すべき義務、並びに Obrigkeit たるゲーツヘルに忠誠、畏敬、服従すべき義務が世襲隸属民の内容をなすものであった。農民の賦役義務の体系はゲーツヘルによって公権力をもって利用されたが、それは賦役成立の法的根拠であるだけでなく、賦役要求を現実に貫徹する権力手段をも意味した。だから「農民は賦役のために存在する」(クナップ)とか「賦役は土地の利用に対する対価である」(ヴィッティッヒ、フックス)という命題は、農民サイドにおけるそうした封建的土地所有制度のコロラリーであり、公権力はそうした制度の領主サイドのコロラリーであったことを詳細に論述した高柳信一氏の卓れた労作、『近代プロイセン国家成立史序説』、246頁以下をも併せて参照。

40) R. Saage, *a. a. O.*, S. 67.

対等となつてはならなかつたのである⁴¹⁾。

だから、農民、市民、貴族の三階級に區別される厳格な階級的差別は、実質的には多くの宿弊をのこすカースト制度 System of Caste と何ら変るところがなかつたといつてよい⁴²⁾。

したがつて階級間の断絶に起因する実質的な商品流通過程の立ち遅れの状況の中で自由な主体間の、商品流通過程を通した、土地（資本）の蓄積 Landakkumulation をはかることは、プロイセンにおいては現実的ではなかつたといわねばならない⁴³⁾。

だから、カント社会モデルにとって焦眉の急であったのは、むしろ封建的土地所有の属性としての権力（裁判権など）と土地との結合を分離することによって社会的流動性を妨げる要因を取り除くことであり、土地の原理的譲渡可能性 die prinzipielle Veräußerbarkeit を法論的に明示することよりほかになかつたと思われる⁴⁴⁾。

だから、最高所有權は市民的結合のイデーを表わすものとならざるをえず、庶民の私的所有權が一個の公共的な普遍的所有者の下に必然的に結合されていることを表象させることによつ

41) F. L. Carstens, *The Origins of Prussia*, 1954, p. 188.

42) C. W. Hasek, *op. cit.*, p. 34.

43) カントがスミスと異なつて土地の商品的性格に気が付かなかつたという批判も、商品流通過程の現実の立ち遅れを考慮に入れないと正鵰を失するものとなる（Vgl. Saage, *a. a. O.*, S. 68）。

44) ザーゲは、カントが抽象的一般的法規範の支配 Herrschaft der abstrakten und generalen Rechtsnorm をもつて社会の権力構造の廢止を意図したのではなく、むしろ法理念の実現によって極端な搾取を妨げることができると信じたと述べている（Saage, *a. a. O.*, S. 79）。うえのザーゲの指摘は、カントが抑圧機構に転化したプロイセン国家の権力構造を法の支配でもつて批判すると同時にそれとの現実的な権力的対決を回避していることを衝いたものである。こうしたアンビヴァレンツは、カントを精神的代表とする自律的な小商品生産層のコルボラティフな結合関係の未成熟と自由な主体間の商品交換を阻む流通過程の立ち遅れに由来する。しかし、カント社会モデルは絶対王政の統治体制に対する文化的乃至文教的政策の提言を意味するものであったから、そこには、文化、教育の場に市民の再生産機構をもとめ長期的展望の下に市民的法國家の実現を図ることがむしろ現実的であるという判断がこめられているといわねばならない。そこに言語文化を通して絶対主義に対する批判と国民的統一をもとめた18世紀ドイツ文化の基本的方向線に対するカントの共鳴を感じとることができるとと思われる。

て、特殊的な私的所有權を土地分割の形式の原理に則つて規定せざるをえなかつたのである⁴⁵⁾。かくしてこそ土地の最高所有權の中に凝固するランデスヘルの権能は、封建的遺制を引きずるような名称であるにも拘らず、なお市民的性格を示すことができたのであり、またカント・モデルの構造原理の重要な因子に帰属せしめられたのであった。

したがつて、ここでは国家的ポテスター die staatliche »potestas« は、君主権力の優位において、現実のプロイセン国家の上からの市民の日常生活への監督的干渉を正当化する「後見的警察国家の精神」を表明するものから »私のもの・汝のもの《 Das Mein und Dein が確保される「市民的体制」に入らせるための秩序機能に制限された市民的国家への機能転換を表わすものとなつてゐるといわねばならない⁴⁶⁾。

45) I. Kant, *Die Metaphysik der Sitten*, Kants Werke, VI (Akademie Textausgabe), S. 323f. 『カント』（世界の名著32中央公論社版），463頁。『カント全集』第7巻（理想社版），192頁。

46) R. Saage, *a. a. O.*, S. 116. 土地の取得に際して、財産権（土地の私的所有權）は、具体的には特殊な »私のもの・汝のもの《 Mein und Dein すなわち私有財産を共通の地平たる「法的状態」 der rechtliche Zustand (Kants Werke, VI, S. 255)，換言すれば「市民的体制」 die bürgerliche Verfassung (Kants Werke, VI, S. 256) 下において限定することから導き出される。しかもこの「市民的体制」というのは、私有財産をめぐって争いが生ずるすべての人に対してそうした市民的法的状態へ入り込むよう強制することによって初めて成立するものなのである。かくてこの市民的な「法的状態」において初めて各自にかれのものを保障する正義の原則 lex iustitia distributivae が確立され、したがつて »私のもの・汝のもの《 Mein und Dein が確定的性格 Peremtorischer Charakter をもつようになる（R. Saage, *a. a. O.*, S. 41）。こうした »私のもの・汝のもの《 が確保される市民的体制へ入らせるための秩序機能を表明する「すべての他人を拘束する意志、したがつて集合的、普遍的な（共同的）権力的意志」 ein jeden anderen verbindender, mithin collectiv allgemeiner (gemeinsamer) und machhabender Wille (Kants Werke, VI, S. 256) が、もはや封建的土地所有制度のコロラリーとしての公権力を意味するものでないことは明らかである。また特定のランデスヘルの人格や身分に結び付く観念でもない。むしろこうした実質的具体的権力の主体を越えて、各自がそこから己れの利益（私のもの・汝のもの）を引き出すために、その背景に抽象的公共的な権力を形式的に想定する立場において理解されるべきものである。このことはカントにおける租税思想を把握するうえで重要であると思われる。何故なら、公共的権力を抽象的形式的に捉えて初めて、租税は各自の利益の保障に対して公権力に支払う対価という觀

だからこそ、それは、ザーゲの指摘に典型的に表明されているとおり、「有産市民層の私有財産を保護し、かつその法的承認を保障する機能」 die Funktion, das Privateigentum der Besitzbürger zu schützen und dessen rechtliche Sanktion zu gewährleisten として定義づけられることも可能となる⁴⁷⁾。

叙上の経路をたどって、われわれは、カントがフリートリッヒⅡ世にしばしば言及することがあつても、それだけでただちにカントのいう国家がプロイセン国家の単なる反映にすぎないと決めつける根拠とならないことを、ザーゲとともに確認しうると思われる⁴⁸⁾。

現実のプロイセン国家の構造は、ヨハンネス・ミューラーによれば⁴⁹⁾、国王の個性 die königliche Persönlichkeit によって規定されているのであって、君主が支配権 Herrschaftsrecht をあたかも所有物 Habe, あるいは私的な財産 patrimonium であるかのように扱い、臣民に対しては上から最大可能な幸福を与えるべく努めるといった家父長制的秩序であった。

だから、そこでは司法機能も純粹の法原理に基づけられるのでなく、むしろ現行の絶対主義的国家秩序そのものに経験的に基礎づけられ、法はもっぱら国王の権力の増大、絶対制国家の偉大さに奉仕せしめられる道具となる⁵⁰⁾。

念が成立するからである（なおこれについては島恭彦著『近世租税思想史』、28頁以下参照されたい）。

なお、配分的正義の原則が確立されることが、すなわち市民的法的状態であるというカント・モデルの思想的基盤は、アダム・スミスの「自然的正義の原則」 the rule of natural justice の一般的精神と合致するとと思われる。というのは、O. H. ティラーが明らかにしたように、他のすべての人に保護を与える同じ必然性によって課せられる限度内で、己れ自身の利害を追求する権利を保障する「自然的正義の原則」が具体化される法体系は、『国富論』においては、「自然的自由の体系」 System of naturale liberty すなわち市場において平等に競争する同じ自由をすべての人に保障する市民的体制に合致するものであったからである（O. H. Taylor, Economics and the Idea of jus naturale, Quarterly Journal of Economics, Vol. 44, 1929/30, pp. 235-7）。

47) R. Saage, a. a. O., S. 59.

48) Ders., a. a. O., S. 65 u. 114.

49) Johannes Müller, Kantisches Staatsdenken und der preußische Staat, Beihefte zum Jahrbuch der Albertus-Universität, VIII, 1954, S. 19.

50) Ders., a. a. O., S. 41.

したがって、ここで、国家をプロイセン的「経験」から基礎づけるのではなく、18世紀ドイツ文化の共有財産である「人間性のイデー」から先驗的に基礎づけんとするカントの法國家論のもつ社会学的意味がはっきりと浮き彫りにされる⁵¹⁾。

かつて、ディルタイは、自然法思想やアダム・スミスと並んでカントに影響を与えたのがフリートリッヒ大王の政治思想体系であり、カントの国家が大王のプロイセン国家を理想化したものであると述べたことがある⁵²⁾。

しかし、ヨハンネス・ミューラーの叙述から明らかなとおり、カントは国家の本質を人権、すなわち市民的権利の思想をふまえて形成せんとするのであるから、この思想をプロイセン絶対主義国家に結び付ける主張は支持しがたいことになる。

III 国家の市民的把握(2)

カント・モデルにおいて、命令を発布する権能たる最高命令権も有産市民の一般意志 der Allgemeine Wille der Besitzbürger と一致するかぎりにおいて認められるにすぎないのであり、土地の私的所有者に対して公課を課する権利、地租、消費税、關稅を要求する権利もランデスヘルの人格や財産や地位から引きだされるものではなかった⁵³⁾。徵稅權 Steuererhebungsgesrecht は、むしろ私有財産の所有者の同意 Zustimmung der Eigentümer にリンクされていた⁵⁴⁾。この租税同意權 Steuerbewilligung

51) Ders., a. a. O., S. 27.

52) W. Dilthey, Das achtzehnte Jahrhundert und die geschichtliche Welt, Gesammelte Schriften, Bd. III, S. 244. なお、ディルタイの解釈を否定するものに R. Aris がいる (R. Aris, o.p. cit., p. 103).

53) Vgl. Kants Werke, VI, S. 325.

54) 徵稅權が私有財産の所有者の同意にリンクされている点にザーゲは、カント・モデルとホップス・モデルとの決定的相違をみている。ザーゲによれば、ホップスにおいては市民の私有財産は、徵稅の迂路を通じて逆に主権者の姿意に委ねられ、かくて徵稅權は抑圧機構の道具となる。つまり、有産市民は己れの「客観的」利害を認識することができないということが、ホップス・モデルの構造原理として推定される程度に応じて、市民の租税同意權は廃れたるものとなり意味を失うこと、《私のもの・汝のもの》の可能性の制約を初めて創出する機能とともに

gsrecht という政治的観念こそ、ザーゲによれば、有産市民の政治的自律に具体的表現を与える当のものであったが⁵⁵⁾、しかしこれが伝統的身分的な租税同意権とは全く異質のものであることは論をまたない。シュモラーによれば、ゲルマン人は租税義務の思想を遠くローマ文化から継承しているが、しかしドイツでは租税を支払うのは恥辱であるという考えが一般に瀰漫していた。貴族や高位聖職者たちは「血と助言でもって」 mit Blut und Rat 君主に仕えるのであって、それ以外に為すことは「隸属民の為すこと」 Sach der Hörigen だと考えられており、行つてもせいぜい自由意志による贈与であると理解されていた。これが、シュモラーによれば、等族による租税同意権の根本思想 Grundgedanken des ständischen Steuerbewilligungsrechts をなすものであった⁵⁶⁾。

だから封建的身分的観念においては、租税はあくまでも「奴隸の徴表」として把握されているのであり、だからこそそれを支払うことは恥辱、乃至屈辱として感じられたのである。しかし、カント社会モデルにおいては、それはもはや「奴隸の徴表」を意味するのではない。むしろ、スミスにおけると同様に、「私有財産の保障に対する対価」として、「自由の徴表」⁵⁷⁾とし

にレヴァイアサンの課税権も与えられているということなどがカントとの差異性を説明する理由として挙げられている (R. Saage, a. a. O., S. 126)。これに対し、カントでは、私的所有物は国家関係へ入ることによって暫定的法的状態から確定的法的財産へ変転していくが、その場合、国家機能は市民の財産を構成する立場にないのであって、ただそれを保障する面に限定される (ibid., S. 126)。私有財産の保障機能に関する限りでは、ザーゲの解釈はクルト・リッサーのそれに拠っていると思われる。リッサーも、カントにおいては国家は財産概念を創出するものでもなければ、その種類と範囲を限定するものでもない。むしろそれを保障するだけであることを確認しているからである (Kurt Lisser, Der Begriff des Rechts bei Kant. Mit einem Anhang über Cohen und Görland, 1922, S. 38.)。

55) R. Saage, a. a. O., S. 133.

56) G. Schmoller, Umrisse und Untersuchungen zur Verfassungs-, Verwaltungs-, und Wirtschaftsgeschichte, 1898, S. 118. なお、上山安敏氏の前掲書、154頁参照。

57) Cf. Smith, W. N., p. 808. 『諸国民の富』(岩波文庫、四), 301頁、参照せよ。なお「奴隸の徴表」から「自由の徴表」への価値転換をドイツ・カメラリストでさえも問題にせざるをえなかつこと、しかもスミスの

での位置づけが、明示的ではないが租税論の前提としてなされているように思われる。

『国富論』における租税論の中心思想は次のように述べられる。すなわち、「政府の経費と各個人との関係は、一大所有地において、その経営費と共同借地人との関係に似ており、共同借地人は、だれでもこの所有地から受けとるそれぞれの利益に比例して醸出する義務がある」と。だから、「租税体系における正義の原則」は、「市民各自が国家の保護の下でそれぞれ手に入れる収入にできるだけ比例して醸出すべきである」⁵⁸⁾という観念に表明されたことができた。そうした租税における正義の原則 The rule of justice in taxation も、さきに触れたごとく、國家が「市民各自の経済的利害を相互に保障するための市民各個人の連合」an association of individuals for the mutual protection of their economic interests⁵⁹⁾であるにすぎないという市民社会の自己調整を租税論的に表明する観念に基づいていた。

『国富論』における租税論に発見されるこの観念こそ、カント・モデルにおける租税思想の拠つたつ共通の基盤であったのである。

というのカントにおいて課税権や徴税権の行使は、有産市民が「人民を代表する議会を通して行なう」という市民の同意にリンクされていたのであり、それは、「市民が自らに課するという仕方で行なわれなければならない」⁶⁰⁾という市民の自律の表現としての租税同意 Steuerbewilligung als Ausdruck der Autonomie der Besitzbürger の観念が、明らかに「市民

「自然的自由の体系」なしには、かかる新しい租税觀は己れを貫徹しえなかつことを鋭く指摘された木村元一教授の興味深い論著『財政学——その問題領域の発展——』、134頁参照。なお、自然的自由の体系にあっては租税は産業の発展を抑圧するものであつてはならず、生産力の発展に寄与すべく国家に課せられた控え目な使命を遂行するものでなければならないというスミス租税論の中心思想を鋭く指摘された高島善哉著「スミス『国富論』」(原典解説)、373頁をも併せて参照されたい。

58) Smith, W. N., p. 777. 『アダム・スミス』(世界の名著31中央公論社版)、539頁。『諸国民の富』(岩波文庫、四)、240頁。

59) G. R. Morrow, op. cit., pp. 66, 71.

60) Kants Werke, VI, S. 325.

社会の自己調整機能」⁶¹⁾ *Selbstregulation der bürgerlichen Gesellschaft* という思想の別の表現にすぎなかったからである。

かくて租税同意の観念は、カント・モデルにおいて、国家的《ポテスラス》*die staatliche potestas* が市民社会の総体的基盤から遊離し絶対化しないようとする、逆にいえば、遊離し絶対化することによって市民社会を抑圧する機構に転化しないようとするもっとも重要な構造原理の一環をなすものであると考えられたのも宜なるかなといわねばならない⁶²⁾。

このことは、裏からいえば、カントが国家をブルジョア的カテゴリーで把握していることを示すと同時に、カント・モデルが、租税論を通じて、効用の観念によって規整される市民と国家との関係の創出という西欧近代市民階級の思想⁶³⁾を把握することができたことを意味するも

61) Vgl. R. Saage, *a. a. O.*, S. 81. なお、市民社会の自己調整のオプティズムの信奉という点でカントはヘーゲルから区別される。カント・モデルにおいては、能動的市民層への上昇転化は公共体の各成員の勤勉、運、機会に依存せしめられたが、これは、市民社会のアンタゴニスム *Antagonismus der bürgerlichen Gesellschaft*、つまり社会の不平等の本質を個人の主体的行動に還元することによって個人的レベルで捉えていることを意味する。だから、ヘーゲルがのちに発見した市民社会の構造的分極化の洞察はカント・モデルにとって鎖されたままであったといってよい (Saage, *a. a. O.*, S. 79)。ヘーゲルにとっては、下層階級が過小消費部面 *die Sphäre der Unterkonsumtion* で辛うじて露命をつながねばならないといっても、それは何ら個人的主觀的な咎にはならないのであって、むしろ社会の再生産機構に問題があったのである。しかし、カントはヘーゲルのように「欲望の体系」の動因 *movens des System der Bedürfnisse* を階級間の対立として把握していたのではなかった (*a. a. O.*, S. 81)。だから、構造的な両極分解を問題にするかぎり、もはやカントの領域にとどまることはできないのであって局面はヘーゲルへの移行を要求するであろう。しかし、カントにとって社会の階層分化は *rigid* なものではなく個人のイニシアティブによって社会的構造の中に自分の能力に適った位置を獲得しうるという、ヘーゲルがもはや分かち合えなかった市民社会の自己調整のオプティミズムこそ、その生命原理をなすものであって、それがカント・モデルを背景において支える基柱であったのである。

62) R. Saage, *a. a. O.*, S. 126.

63) 近代においては、市民と国家との関係は利益関係であって、封建的権力基盤が権威と威信の上に築かれる大土地所有制のヒエラルキーに特有な領主対領民のヘルシャフト体制のコロラリーではない。D. ウィンチが指摘するとおり、「権威による古い支配形態によるよりも、むしろ効用の観念によって規整される世界」における関係である (D. Winch, *Adam Smith's Politics*, 1978, p. 97)。なお、スミス、高島・水田共訳『グラスゴウ大

のでもあった。

ザーゲは、このことを、さらにアリストテレス・モデルとの比較対照を通して論証しようとする。それは、カントにおいて国家がもはやアリストテレスのポリスと異なり道徳性へと展開せしめる場所ではなく、道徳性は国家の構成要素でもなければ究極目的でもないという論理をとって間接的に立証される。

ザーゲは、まず、カントが小商品生産者層の側にたってその利潤および市場志向性の中に社会的再生産の決定的な構造的特徴をみてとっているという基本的視点から、カントの『法論』⁶⁴⁾における社会的再生産部面をアリストテレスのオイコス・モデルと等置して憚らない M. リーデルの解釈に反対する⁶⁵⁾。

M. リーデルは、カントが『法論』第二部、公法 § 45において、国家を *civitas* として規定し、さらに § 46においては、*societas civilis* として説明される《国家市民社会》*die staatsbürgerliche Gesellschaft* と等置していることから出発して、カントの意味での《国家市民》*Staatsbürger* が、本性上、権利能力があり政治的権利をもった古市民社会 *die alte bürgerliche Gesellschaft* の市民であって、*polis* の *politai*, *civitas* の *cives* であるにすぎないと指摘する⁶⁶⁾。

ヴェルナー・コンツェも、また同様に、18世紀にいたるまで *Societas* と *civitas* がアリストテレス的な定義の方向線上で同一の意味に理解されてきたことをまず指摘し、カントの《国家市民》が *civitas* の特殊な市民資格と同一であるという帰結を導き出した⁶⁷⁾。コンツェにと

学講義』, 101 頁をも参照 (なお、人々を社会に入らせる二つの原理、すなわち権威の原理と功利の原理については、高島善哉著『アダム・スミスの市民社会体系』, 81 頁参照)。

64) Kant, *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre : Die Metaphysik der Sitten*, Werke, VI. 以下において『法論』と略記する。

65) R. Saage, *a. a. O.*, S. 92.

66) Manfred Riedel, *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*, 1969, S. 145ff.

67) Werner Conze, *Staat und Gesellschaft in der fröhrevolutionären Epoche Deutschlands*, Historische Zeitschrift, Bd. 186, 1958, S. 3f.

っては、『市民社会』*bürgerliche Gesellschaft*という観念は、古ヨーロッパ的意味における政治の伝統的観念にすぎないのであり、国家と社会が未だ分離せず、家属=召使的労働、奴隸制といった「経済」領域を基礎にもちつつ、それとは明らかに区別される市民的=政治的・社会の同種的な支配構造を形成するがごとき政治的世界を表現する根本的カテゴリーであった。

だから、そこでは、不自由人、婦人、手職人などは、*Societas Civilis sine res publica* に属さないのである。「奴隸にとってはいかなるポリスも存在しない」というアリストテレスの政治学の根本原則は、カントが18世紀初頭の東プロイセンの社会について述べたような召使い、日傭い、手職人に関しても自ら妥当することは自明の事柄であるとコンツェは主張する⁶⁸⁾。

コンツェがとくに力説したのは、カントの『法論』において国家 (*civitas, res publica*) と市民社会 (*societas civilis*) とが古典古代の伝統的な政治学的規定によって分かれ難く等置されているということであった。

しかし、はたしてカントの国家市民を古典古代的な市民資格と同等であるといふるだろうか。そうすることで却ってカントの政治理論のもつ近代的性格が見失われてしまうのではないか。

ザーゲによるカント社会モデルとアリストテレスのオイコス経済モデルとの比較は、まずそうした疑問から始められる。

周知のように、アリストテレスは、経済的アウタルキーを達成することが自然に即した経済の動機であるという観念からオイコスを特色づけた。封鎖家族経済を基礎にした自給自足 *autárkeia* 指向性は、ポリスにおいて十分に展開される「善き生活」を達成するための手段であった。アリストテレスにおけるポリスの機能は、ザーゲによれば、『私のもの・汝のもの』*meum et teum* を保障する機能に解消されない⁶⁹⁾。

68) Ders., a. a. O., S. 4.

69) R. Saage, a. a. O., S. 95.

国家は、そこでは攻守同盟を結んでだれからも危害を加えられないようにするために存在するのではない。また「交易や相互の需給関係」⁷⁰⁾ のゆえに存在するのでもない。

国家の機能は、むしろ、「完全な生活」の実現のために存するのであって、他のすべての機能はもっぱらこの目的に奉仕せしめるための手段であるにすぎなかった。

だからこそ、こうした『bonum commune』に方向づけられ有徳の生活を実現せんと努める自由かつ平等な人間の特色は、利己的な利潤指向性から解放されねばならない点にもとめられたのである。

ヴァルター・オイヒナーは、古典古代の社会観と近代的市民階級のそれとの相違を指摘して次のように述べる⁷¹⁾。すなわち、プラトンもアリストテレスも、かれらの描く「善き体制」を高調して、貨幣獲得への配慮が魂の高貴な努力に属していないこと、富裕であると同時に善であることはありえないこと、富への努力と昂まる欲求を充足することとは結局絶え間のない戦争を誘発する機縁となるにすぎないことを力説した、と。

「富への道」が「徳への道」に通ずるという近代市民階級のイデオロギーとモラル⁷²⁾とは全く異質の考えをプラトンやアリストテレスが展開していく事情の裏には、シチリア侵攻の主たる動因となったのがアテナイ人のあくなき利潤欲にあったこと、因みに、ペロポネソス戦争中、富裕な皮革製造業者であったクレオンも熱烈な主戦論者であったこと、つまり、利潤欲や権力欲のために分裂し、外部に対しては「帝国主義的」侵攻を加えるギリシャ都市国家の現実があったことはいうまでもない。したがって際

70) 『アリストテレス』(世界の名著 8 中央公論社版), 98 頁, 100 頁参照。

71) Walter Euchner, Demokratietheoretische Aspekte der politischen Ideengeschichte, in: Politikwissenschaft. Eine Einführung in ihre Probleme, hrsg. von Seenghaas und Kress, 1969, S. 48.

72) たとえば、「富裕に至る道」と「道徳的完成への道」の両立可能性についてウェーバーの資本主義精神に即して論じた大塚久雄「マックス・ウェーバーにおける資本主義『精神』」(大塚久雄著作集第 8 卷所収) 参照。

限のない営利欲に憂き身をやつすことは社会不安の種となり、戦争につらなり、営利を目的に商品を生産したり交換したりするものは「最善の体制」であるポリスの「完全市民」Vollbürger であるとはいえない⁷³⁾。

「市民たるものは職人や商人の生活を送ってはならない、そうした生活は卑しいものであり、徳と対立するものだからである。そしてこの国の市民となるべき人間は農耕者であってはならない。というのは徳を育てるためにも国事に参加して活動するためにも閑暇が必要だからである。」⁷⁴⁾

上の経路をたどって、ヴァルター・オイヒナーは、最善の徳国家 Tugendstaat の前提条件たる社会の内的平和の問題に対してプラトンやアリストテレスが編み出した解決策として次の諸点を挙げる⁷⁵⁾。すなわち、第一に、商品の生産分配に従事する層に市民権を賦与しないこと、第二に、そうすることでかれらを政治的意志決定過程への参加から締め出し、第三に、かれらを土地所有者層である完全市民層の支配下におくこと、これである。

市民権のない層の魂は、もっぱら商品の生産と分配に向けられており、政治の要諦たる徳の働きに向けられているのではないというのがその社会的差別の根本的理由であった。

しかし、こうした完全市民といわれるものも経済的視角から逆規定を受けているのであって、かれらは、土地財産を自由に処分し奴隸や夷狄の農奴を利用して、経済的自給自足を達成するために耕作せしめる余裕のあるオイコス・デスポット Oikosdespoten のみである⁷⁶⁾。だから、

73) W. Euchner, *a. a. O.*, S. 47f.

74) 『アリストテレス』(世界の名著 8 中央公論社版), 265 頁。

75) W. Euchner, *a. a. O.*, S. 45.

76) R. Saage, *a. a. O.*, S. 96. 古代の経済生活が本質において「オイコス」経済であり、そこに分業があつても奴隸を含む大家計内部での労働の専門化にすぎないこと、「オイコス」が単なる住居を意味するのではなく「共同経済を行なう人間集団」であることを意味し、家属奴隸の全体、すなわち財産の主人が家父長であり、家父長の権利は単なる血縁的家族共同体の家長権とは異質のものであり、財産としての一切の人間にに対する「生殺与奪の権」をもつことなどを諸家の古代経済論を比較しながら論明された内田芳明著『マックス・ヴェーバーと古代

かれらの政治的権能や有徳の生活も、ポリスの経済的基盤としての家父長制的に制約された家属経済を前提にしており、むしろそのコロラリーにすぎなかった。

アリストテレスが個人を zón politikón として規定する場合、それは、オイコス・経済圏における支配関係を、いわば、一個の自然定数 Naturkonstante として実体化していることの別の表現にすぎないことをザーゲは強調する⁷⁷⁾。

翻ってカントを考えてみると、かれは、18世紀プロイセンのグーツヘルシャフト体制下のグーツヘル対農民の封建的支配関係をいわば自然定数として実体化し、グーツヘルであった君主の権能をそのまま『法論』の基礎に据えたのでもない⁷⁸⁾。また市民各自を、「政治的動物」であると規定するアリストテレス的意味での自然的所与として規定したのでもない。アリストテレスとは逆に、カントは、商品流通過程に積極的に参加するもののみを市民として定義し、そして私有財産の法的承認に対する市民の利害こそ社会的秩序の本来のモチーフを形成するものであることを強調することによって、それを市民と国家との関係の中心的課題に据えたのであった。

カントにとって問題であったのは、アリストテレス・モデルのごとき利潤欲、営利欲⁷⁹⁾に駆

史研究』を参照されたい。なお、古代経済史については上原專禄教授の論稿「歴史学派経済学の古代経済史研究」(『ドイツ近代歴史学研究』所収)をも併せて参照。

77) R. Saage, *a. a. O.*, S. 96.

78) プロイセンにおいて18世紀の大部分を通して王領地からあがる収入が国庫の全収入の1/3乃至1/2を占め、そこに絶対王政の権力集中を支える基盤構造=大土地所有制があったこと(C. W. Hasek, *op. cit.*, p. 24), また国王がグーツヘルとして臨み、管理人あるいは王領小作人がそのグーツヘル的諸権能を代行していた王領地においては「奴隸の微表」たる農民賦役の濫用を通して農民を収奪したこと、グーツヘル対農民の支配関係が封建的貢納を通しての人身的隸属関係であったこと(北条功「いわゆるプロシア絶対王政の『農民保護』」史学雑誌, 63篇, 第8号, 14頁以下参照), 等を考慮に入れるならば、カント・モデルとの相違は明らかとなろう。なお, Saage, *a. a. O.*, S. 78, Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, Zweiter Band, 1929, S. 96f. をも参照。

79) 利潤欲、営利欲の近代的意味については筆者訳、ゾンバート『マルクスと社会科学』巻末の解説を参照されたい。

られる商人を除外して考えられる社会構成ではなく、むしろ「競争する有産市民の傾向的なアグレッシブな行動を洞察すること」⁸⁰⁾ die Einsicht in das tendenziell aggressive Verhalten der konkurrierenden Besitzbürger をふまえたうえで生起する社会の構成である。

このことは、いい換えれば、カントが、利潤チャンスに照準しつつ商品流通体系に参加する有産市民の競争によって特色づけられる社会モデルを基礎にしたうえで、国家の中に有徳な生活 ein tugenhaftes Leben を展開させるための媒体をみているのではなく、むしろ国家の干渉を排し、それ自身の合理性によって自律的に運行する市場の内からでてくる非抑圧的な匿名的な規則⁸¹⁾にしたがう合理的な利己的な有産市民の人工的所産をみてとろうとしていることを物語る⁸²⁾。

だから、ザーゲの研究の焦点は、カント・モデルが道徳の外なる、純粹に功利主義的な経済的アンシュタルトとしての国家⁸³⁾を現実的に把握していることをアリストテレス・モデルとの比較において論証することに絞られていたといわねばならない。

IV 国家功利主義

——功利主義の転位——

アリストテレス・モデルとの比較は、カント社会モデルに内在する「ドイツ教養主義の理想」が「プロイセン主義の政治的紀律」との間

80) R. Saage, *a. a. O.*, S. 98.

81) Ders., *a. a. O.*, S. 92. たとえば、スミス『国富論』における自由の精神は、その発動の場である市場の内側から出てくる自然的秩序の合理的な要求にしたがわねばならなかった。企業家は利潤を、労働者は賃銀を、地主は地代をもとめて自由に競争する結果、市場の内部より出てくる「自然価格」の合法則性の要求に準拠せねばならなかった（馬場啓之助教授の卓れた論著『経済学の哲学的基礎』、168頁参照）。これは、裏からいえば、自律の思想のイギリス的表現形態であったことを意味する。カント社会モデルもこの思想を共有している。

82) R. Saage, *a. a. O.*, S. 99.

83) メツガーは、初期フィヒテもカントと同じく法と道徳を区別して国家を功利主義的に経済的アンシュタルトとして把握していたことを強調している（W. Metzger, *Gesellschaft, Recht, und Staat in der Ethik des deutschen Idealismus*, 1919, S. 108）。

にいかに断絶が存在するかを改めて確認せしめる。

そこでは国家と市民社会との関係は、君主と国家の権力的契機の優位において市民社会をも已れの内に包含し上から指導監督する形で密接に結び付く国家経済体制の内部における関係をそのまま反映するものではなかったからである。

カントの財産論から引き出される帰結は、むしろ、それに見合う市民的な国家構造のプログラムを含むものであるから当代ドイツの政治的社会的 status quo を越える、いわば起爆剤のごときものを内蔵しているとさえいえる⁸⁴⁾。

このことは、カントが『理論と実践』⁸⁵⁾において家父長主義に対して浴びせた批判にもみられるであろう。

この家父長制がプロイセンの国家経済体制と表裏一体のものであったことはいうまでもない。

1740年王位継承後、ただちにフリードリッヒ大王は、Sammel von Marschall に命じて総監理府の第五省（商工省）を創設させ、プロイセンの産業発展の促進を図った⁸⁶⁾。

商工省は既存のマニュファクチュアの改善と新しいマニュファクチュアの創出、並びに資本家や織物業者たちのベルリンへの移住を促進せしめる使命をもっていた。ベルリン絹織物業は、圧倒的なフランス絹織物業との競争から保護関税、アクチーゼ、外国産絹原料などの輸入禁止などを通じて自国の産業を保護するための重商主義政策を遂行する第五省の保護監督に全面的に依存していた⁸⁷⁾。

本省のマニュファクチュア委員会は、企業家に対して監督する管理的機能の役割を演じ、事実、生産過程にも深く干渉したのである。プロイセン国家の関与は商品生産部面、および商品

84) Vgl., R. Saage, *a. a. O.*, S. 64.

85) Kant, Über den Gemeinspruch : Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis, Kants Werke, VIII (Akademie Textausgabe), 篠田訳「理論と実践」（岩波文庫『啓蒙とは何か』所収）。

86) W. O. Henderson, Studies in the Economic Policy of Frederic the Great, 1963, p. 20.

87) Wilhelm Treue, Wirtschaftsgeschichte der Neuzeit, 1700–1965, Bd. I, S. 190f.

流通部面のみに限らず、一種の社会政策的見地から資本と労働との関係にも深く干渉してきたのであった。前渡し金の禁止、4台の織機に親方1人を配置すべしという通達、二ヶ月の解約告知期間等、国家による上からの指導監督は製造業者にとっては大きな負担となっており、かれらは労働力対策を全面的に自分たちに委せることがリヨンとの競争に打ち勝つ唯一の条件であると主張した⁸⁸⁾。

こうした重商主義的貿易差額的観点にたった国家のマニュファクチュア政策の遂行に対しては、W. トロイエの指摘するとおり収益性の観点を顧慮する自由な企業家精神 die freie Unternehmerschaft, die Rentabilitätsgesichtspunkte berücksichtigte のごときはまったく問題とならないであろう⁸⁹⁾。

生産部面および流通部面の上からの統制と資本および利潤の強力な規制という厳しい制約の下では、眞の意味でのブルジョア的企業家精神は形成されず、「収益性の視点にむけられ、市場生産をふまたえた利潤極大化原理」die Profitmaximierung auf der Grundlage einer an Rentabilitätsgesichtspunkten orientierten Marktpproduktion は、勢い、幻想的とならざるをえない⁹⁰⁾。

こうした状況下では、国王の銀行家や商人に対する侮蔑の感情に典型的に表現されているよう、営利性原理は、むしろ歪曲される。利潤的動機で動く人間は兵卒にも劣るのであって、国家に対する崇高な義務の前には、財による報酬のごときは鴻毛よりも軽いことになる⁹¹⁾。経済的問題が私企業の手に委ねられないプロイセン

88) G. Schmoller, Die preußische Seidenindustrie und ihre Begründung durch Friedrich den Großen, 1892, S. 31. なお、「経済と行政」とが緊密に結び付いているという点に関するかぎりでは、古プロイセンは今日の「新重商主義時代」の状況と驚くほど酷似している。(Vgl., Hans-Joachim Blank, Vermaltung und Vermaltungswissenschaft; Politikwissenschaft, 1969, S. 371. なお、今日の先進国間における新重商主義時代の到来については、荒川弘著『新重商主義の時代』(岩波新書, 20) 参照。)

89) W. Treue, a. a. O., S. 191.

90) R. Saage, a. a. O., S. 134.

91) Cf. W. O. Henderson, op. cit., p. 7.

においては、営利性は国家による上からの経済行政指導（経営）を通して初めて己れの正当化をえた。

オットー・ヒンツェが指摘するとおり、プロイセンにおいては経済や商業は結局国家の政治的権力目標に奉仕せしめられる⁹²⁾、またそうすることで己れの正当化をうるのであるから、「利潤極大化原理」Prinzipien der Gewinnmaximierung ではなく、むしろ「家父長的扶養原理」hausväterliche Prinzipien der Versorgung こそ、その社会の構成原理とならねばならない⁹³⁾。

君主とそれと結び付く絶対主義官僚は、こうした家父長的後見的政策によって国家の権力基盤を強化するためにラントの経済力を高めんとしたのである。しかし、こうした体制の下では啓蒙の自然法説も重商主義と結び付けられ、絶対主義福祉国家の要求 die Bedürfnisse des absolutistischen Wohlfahrtsstaats に合わせて改竄される。だから、自然法は、プロイセンにおいては、ロックにおけるように「個人の解放」Emanzipation der Individuen, したがって自由主義に導くものとならなかった。むしろ人民を「未成熟の領邦民」として、国家を具現する君主の配慮の下に従属せしめ、こうした隸民化を基礎づけ正当化する道具に転化せしめられたのである⁹⁴⁾。

だから、経済的問題であれ政治的問題であれ、都市と地方とを問わず一般的にみられたのは、絶対主義政府の統制と指導をただ受動的に受け容れるという人民の態度であった⁹⁵⁾。

こうした社会的状況を背景にして初めて、人民を受動的态度に追いかむ絶対王政の家父長主義後見的福祉政策に対するカントの激しい憤りを社会学的に理解できるのである。

人民の幸福について国家官僚による上からの指図に対してカントは次のように述べる⁹⁶⁾。

92) Otto Hintze, Das Politische Testament Friedrich des Großen von 1752; Gesammelte Abhandlungen, Bd. III, 1967, S. 432.

93) R. Saage, a. a. O., S. 137.

94) Hans-Joachim Blank, a. a. O., S. 371.

95) C. W. Hasek, op. cit., p. 35.

96) Kant, Über den Gemeinspruch, Kants Werke,

『何びとといえども私を強要して、（彼が自分なりに他の人々の幸福と思ひなしていよう）彼自身の仕方で幸福ならしめることはできない、各人は自分自身に適切だと思われる方法によって自分の幸福をもとめて差支えない……。』

こうした主張は、政府の後見的福祉政策の実現が結局人民の隸民化現象を招き、受動的態度の強制に導くものであることをカントが鋭く看取していることを物語る。

『いわば子供に対する父のごとく人民に対する好意の原理 das Princip des Wohlwollens gegen das Volk に基づいて創出されるような政府は、家父長的政府 (imperium paternale) と呼ばれる、だからそこでは、臣民は、自分たちにとって何が真に有益であり、また何が真に有害であるかを区別できない未成年の子供同然であり、どうすれば幸福であるべきかという方法については、国家主権者の判断をまち、またこの主権者が何を欲しようとも、かれの親切に期待してひたすら受動的態度をとらざるをえない。こうした家父長的政府は、およそ考えられるかぎりの最大の専制政（臣民の一切の自由を奪い、したがって人民はいささかの権利をも所有しないことになる統治体制）である。』⁹⁷⁾

君主、並びに国家権力の優越性の観念の基礎の上にたって理解される人民の福祉という観念は、実は、個人を国家の経済政策的計画 wirtschaftspolitische Planung の鎖の中に締めつけ国家の隸民 Untertan と化し⁹⁸⁾、その権力的目標に適うようにさせる国家功利主義の立場を反映するものであった。

この国家功利主義こそ、プロイセン官僚制の実学思想であったカーマリズムにプレグナントに表明されている当のものであったのである。

VIII, S. 290. 篠田訳, 142頁。なお、この文章は、ザーゲによって、国家的《ポテスラス》が有産市民の《私のもの・汝のもの》を保障するだけであって、構成するものではないという文脈の中で把握されている (R. Saage, a. a. O., S. 65).

97) Kant, a. a. O., S. 290-1. 篠田訳, 143頁。

98) Vgl., Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte, 1950, S. 99.

初期カーマリズム、メルヒオール・フォン・オッセに端を発し、ユスティやゾンネンフェルスをも貫通する「領主の福祉が領民の福祉」というテーゼは、その実「領主」の福祉に、すなわちその権力的契機に優越性がおかれているのであって領民の福祉はそのコロラリーであるにすぎない。

官房行政メカニズムを通じて人民の福祉をも支配の道具に転化するカーマリズムの思想の中核にあるものこそ、国家的ポテスラスが「道徳的人格たる領主において体現され、同じく共同の福祉もまたそうした領主を通して觀念される」という政治的権力の側における功利主義思想であったのだ⁹⁹⁾。

翻ってうえに引いたカントの政治社会論文を考えてみると、それは絶対主義権力の側からの福祉増進という功利主義思想に対する文字通り悪戦苦闘のドキュメントであったといつても決していい過ぎではないと思われる。

西欧近代市民階級の主たるイデオロギーであり、カントの国家論をも内から推進した功利主義、あるいは効用性の觀念が、何故に君主、あるいは国家権力の側に転位することによってむしろ人民を抑圧支配する道具に転化するのか¹⁰⁰⁾。スミスの『道徳感情論』に関する J. R.

99) 「領主の福祉は領民の福祉なり」とするカーマリズムの觀念も、力点は領主の方におかれているのであって、領民の福祉はあくまでも領主の福祉に体現されるかぎりにおいて考慮されること、アダム・スミスによって代表されるごとき自由主義の立場からすれば、領主の所有する御料地（ドーメーネン）および特權（レガーリエン）は、領民の福祉のために当然これを売り払うことが必要とされるが、カーマリズムの福祉觀からすればドーメーネンやレガーリエンの有効な利用こそもっとも重要視すべきもののであり、その払い下げは夢想だになしえなかつたことを明快に論述され、イギリスとドイツの社会状況の相違からくる福祉觀の差異性を鋭く指摘された木村元一教授の前掲書を参照されたい(79頁)。なお、「幸福思想」が、君主は臣民の経済的福祉を促進するという口実で人民の私生活の末端にまで干渉する権利のあることを正当化する重商主義の国家觀念の中に表明されている点については、R. Aris, *op. cit.*, p. 67 を参照。

100) カントによって批判された絶対主義福祉国家の権力的契機の優越性は、ザーゲによって次の方向に理解されている、すなわち、国家的ポテスラスが市民の幸福を配慮する程度に応じて、それは、市民やその財産をあたかも己れの私有財産であるかのように処分する権利として回収していくという方向で把握される (R. Saage, a. a. O., S. 66)。なお、市民の財産を回収可能なものとして

リンドグレンの研究はこの転位の問題の解明についてひとつの指針を与える。

リンドグレンは、政治的権威の制度化 the Institutionalization of political authority が定着するにつれて、君主と臣民の利害関係が分離し、両者の行動および責任がますます相異なったものとなるという事象をまずとり上げる¹⁰¹⁾。君主と臣民は、両者ともそれぞれの行動機能に適合した生活慣習とパースペクティブをつくり上げていくが、両者の慣習およびパースペクティブが分岐してその開きが大となる程度に応じて、それぞれ他の利害関係を正当に評価しえなくなり、かくして相手側の具体的実際的な状況を相互に是認し同感しあえる可能性が失われてしまう。

君主が臣民の具体的状況に同感しえない場合には、臣民が何を好み、何を嫌悪するのか、いざれが一般に不可侵のものなのか、正しく評価しえなくなる。かくして公共社会の道徳感情に対する応答が鈍化していき、ついにはそれから隔絶されてしまう。

だから、政治的権威の制度化が定着化し増大するにつれて、公共的問題の処理が「適宜性」 propriety を考慮しつつ決定されるということがなくなり、代って効用乃至功利性 utility の見地によって決定されるようになる。

叙上の経路をたどって、リンドグレンは、君主あるいは国家官僚が己れの欲するままに駆使しうる「価値基準」すなわち「功利性の原則」に則って統治の衝にあたるほかないことを指摘する¹⁰²⁾。

『道徳感情論』においては、そうした行動準則が美の問題に關説されて取り扱われる¹⁰³⁾。

把握する絶対主義権力の考え方とは、君主の側での支配的権力をあたかも己れの所有物 Habe のごとく私物化していることの裏返しの表現でもある (Vgl., J. Müller, *a. a. O.*, S. 18 u. 19).

101) J. Ralph Lindgren, *The Social Philosophy of Adam Smith*, 1973, p. 74.

102) *Ibid.*

103) A. Smith, *The Theory of Moral Sentiments* (Liberty Classics), p. 305. 水田洋訳『道徳感情論』(筑摩書房版), 282頁. 米林富男訳『道徳情操論』(未来社版)下巻, 395頁.

たとえば、リンネル製造、毛織物製造の促進をはかるために奨励金を出したりする場合、政府の行動準則は、もとより安価で綺麗な着物を着る人々に対する純粹な同情に発するものでもなければ、製造業者や商人に対する同情に発するものでもなかった。

「行政の完成」とか「商業の発展」といった整然たる制度乃至体系が、むしろ快感を与え、美感を添える。政治的体制のごとき雄大な組織体の完成された雄姿を打ち眺めると、快を感じ、美を感じる。逆にこうした組織体の運動の示す規則正しさを乱したり妨げたりするものは、不安を惹起させる。

政治的制度や組織体は、その下で生活する人間の幸福を増進するために役立つかどうかに応じて評価されねばならないのに、逆に、手段たる体系の完成という権力サイドの功利的見地が優先する。だから、スミスは強調する¹⁰⁴⁾。「一

104) *Ibid.*, p. 306. 水田訳, 282頁. 米林訳, 下巻, 396頁.
なお、眼をプロイセンの重商主義的教育政策に転ずるならば、スミスの指摘は正しいことは明らかである。教育の分野で実利的教育に最大の価値をおいたのは外ならぬプロイセン国家であり、君主や絶対主義政府こそ功利主義的努力のそこから発する源泉であったことを指摘して、教育部面における功利主義の転位を明らかにしたのは、シェルスキーであった。かれによれば、「国民教育」という理念も絶対主義国家の目的に利用可能という観念からみられ、「啓蒙絶対主義君主国家の市民」 der Bürger der aufgeklärten absolutistischen Monarchie の教育を狙ったものであり、国家功利主義的見地に編入された理念であった (H. Schelsky, *Einsamkeit und Freiheit*, 1971, S. 31, 35). 高等教育理念も国家への奉仕者 Staatsdiener, すなわち国家の下僕をもとめる国家的要求に呼応する功利主義的志向性のつよい、つまり「絶対主義国家の本質的特徴」の濃厚に滲みでたものであった (*a. a. O.*, S. 102). こうした国民教育こそ、重商主義教育家たちが提唱した初等学校、高等学校における「新しい国家下僕の経済教育」 die ökonomische Bildung der neuen Staatsdiener の実質をなす当のものであったのだ (Vgl., August Gans, *Das ökonomische Motiv in der preußischen Pädagogik des achtzehnten Jahrhunderts*, 1930, S. 39 u. 42). ゲッティンゲン大学の創立は、官房学中心のカメラリスト精神の大学での完全な具現を表明するものであり、人文主義的教養主義は背景に押しやられ、大学は一個の企業のごとく扱われ、当代の一般的表現に倣っていえば「アカデミックな鉱山学校」 ein akademisches Bergwerk として全盛を極めていた (H. Schelsky, *a. a. O.*, S. 32). 「効用性の立場」 Nützlichkeitsstandpunkt における高等教育こそ、絶対主義国家によって、すなわち「功利主義的指向性をもった政府」 die utilitaristisch gesinnten Regierungen (*a. a. O.*, S. 102) によって

定の体系の精神から、一定の技巧並びに工夫を愛好する精神から、われわれは、ときどき目的よりも手段の方を高く評価するように思われ、われわれの同胞が何を苦しみ何を楽しむかということに何らかの直接的感覚または感情にもとづくというよりも、むしろ一定の美しい整然たる体系を完成し改良したいという観点から、われわれは、かれらの幸福を増進させることに熱中するように思われる」と。

ここでは価値の転換が行われている。すなわち、行政の要衝にあって政治的権力を掌握するものにとっては「整然たる体系に対する愛」「体系への愛」love of system がその行動知覚の決定的要因となり、一般人民の福祉も適宜性を考慮することなく人民から隔絶された統治者によってもっぱら組織体の完成という美的感覚に附隨する効用的視角から把握されていく。

こうした視角のみから捉えられるならば、人間は政治家によって単なる政治的機構の素材 the materials of a sort of political mechanics に転化せしめられ、政治的操作技術の道具以外のなにものでもなくなる¹⁰⁵⁾。

東インド会社の現地出張員の一般的性格について述べた『国富論』第四篇、第七章における論題も「権威と制度の癒着した状況」からくる功利性の観念の転位の問題を主調低音にしていった。

取引商品の独占、価格のつり上げ、最低必要量を越える商品の破棄といった目先の独占的利益のみを考えることは、長期的にみれば住民の所得の減少、労働生産物の減少を招き、却って独占会社にとって不利となる。それにも拘らず、「会社の現地出張員たちは本社よりも一層利己心をむき出しにして、地元のためなど毛頭考えない」¹⁰⁶⁾。

強力に推進された当のものであった。ここでは功利主義は市民階級と結び付かず、人民を国家によって回収可能なものとしてみる絶対主義国家の次元に転位している。なお、より効率的な統治をもとめ經營的観点の優越した絶対主義の教育政策とドイツの市民的教養層との関係について詳論した河上倫逸氏の好著、『ドイツ市民思想と法理論』第2部、第5章を参照されたい。

105) J. R. Lindgren, *op. cit.*, p. 78.

スミスの眼は、こうした目先の独占利益に狂奔する現地出張員の人格や、その心理的分析に向けられているのではない。むしろこうした行動を惹起せしめる東インド会社の制度的枠組に向けられていたのである¹⁰⁷⁾。

われわれは、その理由を権威が独占的制度に定着し、功利性の観念がもっぱらこうした権威の優越性において考えられ、それが構成員を上から外から拘束するという点にもとめることができると思われる。

スミスにおいて、経済的メカニズム分析の推進力として利己心と競争がとりあげられ、経済的秩序が競争する個人の集合として考えられていることは論ずるまでもない。

政府による私企業の統制の撤廃、国内市場の独占を図る製造業者や商人の集団の利害が国民の利害に反するなどという考え方には、競争的個人の秩序としての経済秩序という観念の実践的コロラリーであった¹⁰⁸⁾。

こうした意味での「社会の自然的秩序」という観念はスミスが次のように述べるときプレグナントに表明される¹⁰⁹⁾。すなわち、国内消費用の外国財貨の購買に用いられる金・銀の大部分は、年々、自分たちが消費する価値を利潤とともに再生産する勤勉な人々を一層多く維持し雇用するために使用されるのであって、外国産ぶどう酒、外国製絹織物などを購買する怠惰な人々のために使われるのではない、と。しかも、こういう使用方法が不可避的であるといわれるのも、社会的統一が「それ自身の活動法則をもつ調和的秩序」として捉えられているからであることはいうまでもない。

しかし、ここでわれわれの注意を惹くのは、スミスが具体的に個人の行動の則るべき準則として慎慮の原則 the principles of prudence を挙げている点である¹¹⁰⁾。

106) Cf. Smith, W. N., Bk. IV, Ch. VII.

107) N. Rosenberg, Some Institutional Aspect of the Wealth of Nations, Journal of Political Economy, LXVIII, 1960, pp. 563-5.

108) G. R. Morrow, *op. cit.*, p. 76f.

109) Cf. Smith, W. N., p. 278f.

「人によっては、収入がふえもしないのに支出の方を大幅にふやすことがあるかもしれないが、一階級または一階層の人々全部がそのようなことをすることは決してない。」

これを確言しうる根拠は、「慎慮の原則がすべての個人の行動を必ずしも律するとは限らないが、すべての階級または階層の大多数の人々の行動にはつねに影響を与えるものである」ということにもとめられた。

C. J. フリードリヒ教授は、かつてホップスの法哲学が効用の原理に基づけられているにしても、レヴァイアサンにおいてホップスは自然法を慎慮の規則としてみとめていることを指摘したことがある¹¹¹⁾。

フリードリヒ教授によれば、ホップス哲学からファッショニズムのごとき専制政治の正当化を引き出すことが通例みられる考え方であるかもしれないが、しかし実際はそういうものではない。だから、かれは、全体主義的独裁君主が慎慮の

規則、すなわち「人間的自然の法則」を無視しているという正にその点においてヒットラーやムッソリーニの政策からホップスが区別されなければならないことを強調したのであった。

うえにみたフリードリヒ教授の指摘は、スミスの「社会の自然的秩序」の恢復を考慮する場合重要であると思われる。

何故なら、「人間的自然の法則」たる「慎慮の規則」を軽視して、もっぱら特権擁護的集団的功利主義の立場から個人の行動を拘束する場合、集団は抑圧機構に転化し、社会の自然的秩序は失われ、個人の利己心はもはや集団の利害の中において己れの十分な表現を見出すことができないというのが『国富論』における社会学思想の主題のひとつであったからである。また、この思想こそ、正しくカントがその政治社会論文においてスミスと共有した当の思想であった¹¹²⁾。

110) *Ibid.*, p. 279. 大内・松川訳『諸国民の富』(岩波文庫、二), 267頁。『アダム・スミス』(世界の名著31中央公論社版), 254頁。なお、仁愛、正義、慎慮、同感、功用などのスミス体系における基本概念については、高島善哉著『アダム・スミスの市民社会体系』、水田洋著『アダム・スミス研究』、星野彰男著『アダム・スミスの思想像』参照。

111) C. J. Friedrich, *The Philosophy of Law in Historical Perspective*, University of Chicago Press, p. 87.

112) カントの形式主義倫理が、プロイセンの絶対主義的な重商主義的「経験」から独立した、むしろそれに対抗した「人間性のイデー」(ヨハンネス・シューラー)あるいは、カントがルソーによって吹き込まれた「コモン・マンの内在的価値」(C. J. Friedrich, *Inevitable Peace*, pp. 31, 161)から新しい倫理を構築せんとしたことは、あたかもスミスが重商主義政策に対して新しい個人主義倫理を樹立せんとしたとの符節を合する。スミスは、自然権から形成される個人主義倫理の最大の代表者であり、かれの自愛、利己心の原理は、国家の重商主義的後見的政策に対する闘いの中から生まれた個人主義倫理の基礎を形成するものであったからである (Hellmuth Wolff, *Das Selbstinteresse bei Adam Smith und Kants Kategorischer Imperativ*; Archiv für Rechts- und Wirtschaftsphilosophie, Bd. 17, Heft 3, 1924, S. 326)。なお、個人的利害が集団の利害の中に十分な表現を発見しないという観点からスミスの重商主義的团体批判をみなければならないことについては、G. R. Morrow, *op. cit.*, pp. 77-8 参照)。